

ものづくり工房定期使用に係る利用規約

(適用)

第1条 本規約は、別府市長から使用許可を受けてものづくり工房の定期使用(以下「定期使用」という。)を行う際に適用されるものです。

(定期使用の対象)

第2条 前条に定める定期使用は、許可を受けて使用する工房だけでなく、共用部分、電気、水道等設備及び消耗品の使用を含みます。

(定期使用上の原則)

第3条 定期使用においては、他の使用者等と協調し、お互いに配慮し工夫の上で、快適に使用できるように努めること。

2 地域活性化や地域課題の解決に貢献するよう努めるとともに、複合施設としての効用が最大限発揮されるよう協力してください。

(遵守事項)

第4条 使用にあたっては、以下のことを遵守してください。

- (1) ものづくりの場として継続的に使用すること。
- (2) 近隣住民や他の施設利用者等他人の迷惑とならないよう注意すること。
- (3) 必要な消耗品や家具等は自ら準備すること。
また、工房内で使用・保管する私物については自己の責任において適切に管理を行うこと。
- (4) ごみの持帰り、清掃を徹底すること。
- (5) 市が定期的実施する使用者のミーティングに必ず参加すること。
- (6) 地域と交流し、貢献することを前提とし、市の要請に応じて地域の行事等にボランティアで参加すること。
- (7) 一部屋を複数名で使用する場合には、使用者を代表する者一名が市への使用許可申請及び使用料の納付を行うとともに、全ての使用者情報を市に届け出ること。
また、使用者に変更があった場合には、速やかに市に届け出ること。
- (8) 自らが使用する工房に使用者以外が来訪する際には、必ず事前に市に届出を行うこと。
- (9) 午前8時から午後10時までの使用時間以外に使用を行う際は、必ず事前に市に届出を行うこと。
- (10) 工房の使用を終了する際は、原則として原状回復すること。
- (11) 市が貸与する物品は紛失等のないよう厳重に管理すること。

また、工房の使用を終了する際は、全ての物品を返却すること。

(12) 複合施設の施設、設備及び備品等を汚損、損傷、または滅失した場合には、直ちに市に報告し、相当額を賠償すること。

(13) その他、複合施設の円滑な運営のために市が要請することに従うこと。

2 前項の規定に違反した場合は、許可期間内であっても許可を取り消すことがあります。

(免責)

第5条 工房の使用中に生じた使用者の所有物の盗難、毀損等については、その原因の如何を問わず、一切の賠償の責任を負いません。使用者が第三者の所有物を汚損した場合も同様とします。

(その他)

第6条 工房の使用状況等を踏まえ、市が必要と認める場合には、当規約を変更することができるものとします。